

No.	質問	回答
1	他の補助金制度（耐震補強等）との併用は、可でしょうか？	兵庫県の「古民家再生促進支援事業」の改修工事費助成の随伴補助として、「建築家との協働による空き家活用促進事業」の補助を受けることは可能です。 その他の補助金に関しては、同一の補助事業に対して複数の補助金を充当するといった「併用」はできませんが、例えば、耐震補強工事には補助金 A、その他の工事には補助金 B というように、対象となる経費を明確に切り分けてそれぞれの補助金を充当することは可能です。 ただし、本事業以外の補助金が同様の考え方とは限りませんので、利用にあたっては、必ず各補助金を所管する機関にご確認ください。
2	協働する建築家は神戸市外で活動している建築士でもよいのでしょうか。建築士の在住場所や勤務地域の要件はあるのでしょうか。	対象となる空き家と同じ規模・構造の新築設計ができる建築士（一級建築士、二級建築士または木造建築士）の資格をお持ちの方であれば、在住場所や勤務地域は問いません。
3	貸出が目的にある前提で改装をする際も適用されますか？	応募された事業については、補助金交付要綱（別表）に規定する審査基準に基づき審査し、交付申請できる事業を選定しますが、取り組む社会貢献活動が「貸出す前提のもの」でも問題はありません。
4	応募時提出書類について「市街化調整区域の場合、都市局都市計画課、経済観光局農政計画課への相談記録」とありますが、この相談は代理者（建築家）が行ったものでいいのでしょうか？ また、その記録は、代理者（建築家）が書き留めた打合せ記録でいいのでしょうか？	相談は代理者が行ったものでも構いません。また、その記録についても代理者が作成したもので問題ありません。
5	申請にあたって、建築士の氏名を記入する欄がありますが、未定でも受理されるのでしょうか？ デザインが建築士作成のものではなく、現段階で自分のイメージしているイメージパースの提出で可能でしょうか？	建築士が未定であっても応募は可能ですが、事業計画書の「物件・デザインに関する提案」の各欄は建築士と相談しながら記入した方が説得力のある内容になることが考えられます。また、応募段階では未定でも構いませんが、補助事業を実施するには必要な資格を有する建築士が改修設計する必要がありますのでご注意ください。 応募書類として提出いただくスケッチやイメージパースはご自身で作成したもので構いませんが、それに基づき「デザイン性」の審査を行いますので、実現性の高いものである必要があります。

以上